

事業所の名称	訪問介護サービスゆとり
事業所の所在地	滋賀県草津市南笠東二丁目15番9号
申請者の名称および主たる事務所の所在地	合同会社ゆとり 滋賀県草津市南笠東二丁目15番9号
代表者の氏名と住所	代表社員 川合 裕介 滋賀県草津市南笠東二丁目15番9号
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定年月日	令和8年4月4日
事業所番号	2570602108

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第233号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	菖蒲の郷訪問介護センター
事業所の所在地	滋賀県草津市追分南五丁目18番8号
申請者の名称および主たる事務所の所在地	社会福祉法人 聖優会 滋賀県草津市山寺町837番地
代表者の氏名と住所	理事長 片島 京子 滋賀県草津市追分五丁目5番24号
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定廃止年月日	令和8年4月1日
事業所番号	2570600714

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定により次の者を指定介護予防支援事業者として指定したので、同法第115条の30の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
マザーレイク 居宅介護支援 事業所	滋賀県 草津市 笠山五 丁目3 ー66	マザーレイク株式 会社 滋賀県大 津市黒津 一丁目6 ー15	代表取締役 片岡 理佐	介護 予防 支援	令和 8年 4月 1日	25 70 60 02 92

(令和8年4月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市川原二丁目16番3号 川那部 隆徳	草津市川原二丁目字小久保367番 3 外2筆	1,050.11㎡	R8.3.19	1914

（令和8年3月19日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月23日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区北花山西ノ野町3番地1 ビューハイツ京都山科 125号室 武口 千紘	草津市新堂町字南円堂164番9	168.80㎡	R8.3.23	1915

（令和8年3月23日揭示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売却物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
08010101	OAデスク／ 平机 20台 (現地引取り 限定)	ライオン事務器	20,000 円 (2,000 円)
08010102	C A I 用チェ アー 40脚 (現地引取り	ライオン事務器	4,000円 (400円)

	限定)		
080 101 03	乳児用椅子【 10脚セット 】 (現地引取り 限定)	不明	3,000円 (300円)
080 101 04	フックスタン ド【40フッ ク】 (現地引取り 限定)	不明	1,000円 (100円)
080 101 05	8段キャビネ ット開錠不可 【ジャンク品 】(現地引取 り限定)	コクヨ	100円 (10円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関

する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和8年3月27日（金）から令和8年5月26日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和8年4月3日（金）午後1時から令和8年4月21日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の

委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和8年4月15日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【OAデスク/平机 20台(現地引取り限定)】
【CAI用チェアー 40脚(現地引取り限定)】
草津市立玉川小学校(滋賀県草津市野路9丁目6-12)
【乳児用椅子【10脚セット】(現地引取り限定)】
草津市ミナクサ☆ひろば(滋賀県草津市野路1丁目13-36 西友南草津店2階)
【フックスタンド【40フック】(現地引取り限定)】
草津市立常盤こども園(滋賀県草津市志那中町278)
【8段キャビネット開錠不可【ジャンク品】(現地引取り限定)】
草津市役所本庁舎(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
- (3) その他 前日(令和8年4月14日)午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和8年5月12日(火)午後1時から令和8年5月19日(火)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今

回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和8年5月19日(火)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和8年5月21日(木)午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和8年5月26日(火)午後4時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和8年6月2日(火)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所

(3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

1 3 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人(落札者)およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金(1円未満切り捨て)として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

1 4 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調書等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

1 5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和8年3月27日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和8年3月27日
草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市新浜町317番地4-303 古谷 敏久	草津市南笠町字岩ヶ崎1270番1	253.03㎡	R8.3.27	1916

(令和8年3月27日揭示済み)

公 告

地域農業経営基盤強化促進計画の変更
について
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。
令和8年3月30日
草津市長 橋 川 渉

1 変更内容

令和7年3月の計画策定以降の耕作者の異動を反映し、各地区の地域計画における担い手の経営面積や集積率、目標地図を更新するため、所要の変更を行ったもの。

2 変更後の地域計画
別添のとおり

(別紙 略)

(令和8年3月30日揭示済み)

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。
令和8年3月31日
草津市長 橋 川 渉

第3負担区

- (1) 追加の区域 草津市岡本町の一部
草津市北山田町の一部
草津市南笠町の一部

- (2) 追加の地積 0. 7 7 h a

第 4 負担区

- (1) 追加の区域 草津市山田町の一部
草津市北山田町の一部

- (2) 追加の地積 3. 6 2 h a

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

[草津西第二処理分区] 山田町、北山田町、南山
田町の各一部

[草津中央理分区] 矢倉一丁目の一部

[草津南第二処理分区] 矢橋町の一部

[草津南第三処理分区] 追分五丁目、野路町、野
路七丁目、野路九丁目、
矢橋町の各一部

[矢橋処理分区] 矢橋町の一部

[新浜処理分区] 新浜町、南笠町、矢橋町
の各一部

[草津東第一処理分区] 岡本町の一部

[草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部

[草津東第三処理分区] 青地町の一部

[草津東第四処理分区] 青地町の一部

[下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

(令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負
担に関する賦課対象区域の決定につい
て

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条
例（昭和 5 6 年草津市条例第 3 6 号）第 6 条および第
1 4 条の規定に基づき、令和 8 年度草津市公共下水道
事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次の
とおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

賦課対象区域

[駒井沢第二処理分区] 長束町、平井町、芦浦町
の各一部

[駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部

[駒井沢第四処理分区] 川原町、駒井沢町の各一
部

[駒井沢第五処理分区] 穴村町、下物町、新堂町、
片岡町、北大萱町、駒
井沢町、志那町、志那
中町の各一部

[草津北第一処理分区] 集町の一部

[草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部

[草津北第三処理分区] 下笠町、西渋川二丁目、
野村五丁目の各一部

[小柿第二処理分区] 大路一丁目の一部

[草津西第一処理分区] 西草津一丁目の一部

議会規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年4月1日

草津市議会議長 遠藤 覚

草津市議会規程第1号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和7年草津市議会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （個人識別符号） 第3条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 （5） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 （6）～（15） 《現行どおり》 （16） 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等 （17） 《現行どおり》 第4条～第27条 《現行どおり》 様式目次 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第21号 《現行どおり》 》	第1条～第2条 《省略》 （個人識別符号） 第3条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 （5） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 （6）～（15） 《省略》 （16） 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号 （17） 《省略》 第4条～第27条 《省略》 様式目次 《省略》 別記様式第1号～別記様式第21号 《省略》

付 則

この規程は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第3条第16号の改正規定 公布の日
- （2） 第3条第5号の改正規定 令和8年6月14日

（令和8年4月1日揭示済み）

教育委員会規則

草津市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市教育委
員会教育長
藤 田
雅 也

草津市教育委員会規則第 1 号

草津市教育委員会における特殊の考慮
を要する会計年度任用職員の給与に関
する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草津市会計年度任用職員の給与
および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条
例第 3 0 号）第 1 6 条の規定に基づき、草津市教育
委員会における職務の特殊性、任用の事情等を考慮
し市長が特に必要と認める会計年度任用職員（以下
「教育委員会特殊会計年度任用職員」という。）の
給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会特殊会計年度任用職員の報酬の額)

第 2 条 教育委員会特殊会計年度任用職員の報酬の額
は、別表のとおりとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、
教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	報酬の額
スクールカウンセラー	時間額 5, 3 5 0 円

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第2号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条 《現行どおり》 (組織) 第2条 《現行どおり》 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係 (事務分掌) 第3条 《現行どおり》		第1条 《省略》 (組織) 第2条 《省略》 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 <u>国スポ・障スポ推進室 総務係</u> 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係 (事務分掌) 第3条 《省略》	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
スポーツ推進課	(1) 《現行どおり》 (2) <u>スポーツ団体</u> の育成指導に関すること。 《改正前を削る》 (3) <u>各種スポーツおよびレクリエーション</u> の推進に関すること。 (4) <u>社会体育施設等</u> の整備、充実および管理運営に関すること。 (5)～(8) 《現行どおり》 (9) その他スポーツの推進に関すること。 (10)～(12) 《現行どおり》	スポーツ推進課	(1) 《省略》 (2) <u>体育諸団体</u> の育成指導に関すること。 (3) <u>総合型地域スポーツクラブ</u> の育成指導に関すること。 (4) <u>各種スポーツ、レクリエーションおよび野外活動</u> の推進に関すること。 (5) <u>社会体育諸施設</u> の整備、充実および管理運営に関すること。 (6)～(9) 《省略》 (10) その他スポーツの推進に関すること <u>(国スポ・障スポ推進室の所管に属するものを除く。)</u> 。 (11)～(13) 《省略》
《改正前を削る》	《改正前を削る》 《改正前を削る》	<u>国スポ・障スポ推進室</u>	(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の総務企画に関すること。 (2) 第79回国民スポーツ大会およ

改正後		改正前	
	《改正前を削る》		び第 2 4 回全国障害者スポーツ大会の競技会運営に関すること。
	《改正前を削る》		(3) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	(4) 室の一般庶務に関すること。
第 4 条 《現行どおり》		第 4 条 《省略》	

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第 3 号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和 5 5 年草津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (学級の編制)	第 1 条～第 2 条 《省略》 (学級の編制)
第 3 条 《現行どおり》 2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1 学級の幼児数は <u>3 0 人</u> 以下とする。	第 3 条 《省略》 2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1 学級の幼児数は <u>3 5 人</u> 以下とする。
3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、 <u>3 0 人</u> を超えて編制することができるものとする。	3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、 <u>3 5 人</u> を超えて編制することができるものとする。
第 4 条～第 7 条 《現行どおり》 (入園)	第 4 条～第 7 条 《省略》 (入園)
第 8 条 保護者は、 <u>こども</u> を入園させようとするときは、入園願書（別記様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。	第 8 条 保護者は、 <u>子ども</u> を入園させようとするときは、入園願書（別記様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。
2～4 《現行どおり》	2～4 《省略》

改正後	改正前
第8条の2 《現行どおり》 (休退園) 第9条 保護者は、<u>こども</u>を休園または退園させようとするときは、休(退)園届(別記様式第6号)を園長に提出しなければならない。 2 《現行どおり》 3 保護者は、休園中の<u>こども</u>を復園させようとするときは、復園願(別記様式第7号)を園長に提出してその許可を受けなければならない。 (修了証書の授与) 第10条 園長は、幼稚園の課程を<u>修了したこども</u>に対し、修了証書(別記様式第8号)を授与するものとする。 第11条 《現行どおり》 別記様式第1号(第8条第1項関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第8条第2項関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号(第8条第2項関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第4号(第8条第3項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第5号(第8条第3項関係) (別添5-1のとおり) 別記様式第6号(第9条第1項関係) (別添6-1のとおり) 別記様式第7号(第9条第3項関係) (別添7-1のとおり) 別記様式第8号(第10条関係) (別添8-1のとおり)	第8条の2 《省略》 (休退園) 第9条 保護者は、<u>子ども</u>を休園または退園させようとするときは、休(退)園届(別記様式第6号)を園長に提出しなければならない。 2 《省略》 3 保護者は、休園中の<u>子ども</u>を復園させようとするときは、復園願(別記様式第7号)を園長に提出してその許可を受けなければならない。 (修了証書の授与) 第10条 園長は、幼稚園の課程を<u>終了した子ども</u>に対し、修了証書(別記様式第8号)を授与するものとする。 第11条 《省略》 別記様式第1号(第8条第1項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号(第8条第2項関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号(第8条第2項関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第4号(第8条第3項関係) (別添4-2のとおり) 別記様式第5号(第8条第3項関係) (別添5-2のとおり) 別記様式第6号(第9条第1項関係) (別添6-2のとおり) 別記様式第7号(第9条第3項関係) (別添7-2のとおり) 別記様式第8号(第10条関係) (別添8-2のとおり)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第1項および第3項、第10条ならびに別記様式第1号から別記様式第8号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある幼稚園における1学級の幼児数については、改正後の草津市立幼稚園規則第3条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、従前の例によることができる。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 8 条第 1 項関係）

※入園願書受付 番号	入 園 願 書		
	年 月 日		
草津市教育委員会 宛			
住 所			
保護者 氏 名			
次の者を 園に入園させたいから、許可を申請します。			
就 園 期 間	年 月 日から 年 月 日		
ふりがな	男	満 歳	
こども氏 名	女	年 月 日生	
現 住 所	草津市 丁目 番 号 町 番地		
ふりがな			
保護者氏 名	こどもの続柄		
連絡方法 （電話番号）	自 宅 緊急連絡先（氏名：）		
こどもの 健康状態	既往の疾病		
こどもの性 格、行動、情 緒の傾向お よび健康や 発達の状況 等、指導上参 考となるこ と			
入園前の状 況（在宅、他 の就学前施 設等）			

備考 ※欄は記入しないこと。

別添 1－2
様式第 1 号（第 8 条第 1 項関係）

※入園願書受付 番号	入 園 願 書		
	年 月 日		
草津市教育委員会 宛			
住 所			
保護者 氏 名			
次の者を 園に入園させたいから、許可を申請します。			
就 園 期 間	年 月 日から 年 月 日		
ふりがな	男	満 歳	
子ども氏 名	女	年 月 日生	
現 住 所	草津市 丁目 番 号 町 番地		
ふりがな			
保護者氏 名	子どもの続柄		
連絡方法 （電話番号）	自 宅 緊急連絡先（氏名：）		
子どもの 健康状態	既往の疾病		
子どもの性 格、行動、情 緒の傾向お よび健康や 発達の状況 等、指導上参 考となるこ と			
入園前の状 況（在宅、他 の就学前施 設等）			

備考 ※欄は記入しないこと。

別添 2－1
様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）

様
草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する こどもの氏名および生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称および所在地	
利用期間	
備考	

別添 2－2
様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）

様
草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

別添 3－1
様式第 3 号（第 8 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する <u>こども</u> の氏名 <u>および</u> 生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称 <u>および</u> 所在地	
利用期間	
備考	

別添 3－2
様式第 3 号（第 8 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する <u>子ども</u> の氏名 <u>及び</u> 生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称 <u>及び</u> 所在地	
利用期間	
備考	

別添 4－1
様式第 4 号（第 8 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない <u>こども</u> の 氏名 <u>および</u> 生年月日	
利用希望する 施設（事業者）の名称	
理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 4－2
様式第 4 号（第 8 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない <u>子ども</u> の 氏名 <u>及び</u> 生年月日	
利用希望する 施設（事業者）の名称	
理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 5－1
様式第 5 号(第 8 条第 3 項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない こども の氏名 および 生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称	
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、**草津市教育委員会**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は**草津市教育委員会**となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 5－2
様式第 5 号(第 8 条第 3 項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない 子ども の氏名 及び 生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称	
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、**草津市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は**草津市長**となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 6－1
様式第 6 号（第 9 条第 1 項関係）

休（退）園届

年 月 日

園長 宛

住所
保護者
氏名

このたびは**（子ども氏名）**を次の理由により休（退）園させたいのでお届けします。

記

1 退園日または休園期間

2 理 由

別添 6－2
様式第 6 号（第 9 条第 1 項関係）

休（退）園届

年 月 日

園長 宛

住所
保護者
氏名

このたびは**（子ども氏名）**を次の理由により休（退）園させたいのでお届けします。

記

1 退園日または休園期間

2 理 由

別添 7－1
様式第 7 号（第 9 条第 3 項関係）

復 園 願

年 月 日

園長 宛

住所
保護者
氏名

(こども氏名)

このたび

を次の理由により復園させたいのでお届けします。

記

1 復園日

2 理 由

別添 7－2
様式第 7 号（第 9 条第 3 項関係）

復 園 願

年 月 日

園長 宛

住所
保護者
氏名

(子ども氏名)

このたび

を次の理由により復園させたいのでお届けします。

記

1 復園日

2 理 由

別添 8－1
様式第 8 号（第 1 0 条関係）

契印

第 号

年 月 日

園印

園印

(こども氏名)

年 月 日生

修了証書

園の教育課程を修了したことを証します

園長 氏 名 印

別添 8－2
様式第 8 号（第 1 0 条関係）

契印

第 号

年 月 日

園印

園印

(子ども氏名)

年 月 日生

修了証書

園の教育課程を修了したことを証します

園長 氏 名 印

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

教育委員会訓令

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会訓令第 1 号

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和 5 2 年草津市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 4 条関係） （別添 1－1 のとおり）	第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 4 条関係） （別添 1－2 のとおり）

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

別表（第 4 条関係）

(1) 共通決裁事項

事務の種類	項目	決裁権者				合議先	備考
		教育 部長	教育 部副 部長	課長 補佐	係長		
《現行 どおり》	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
組織お よび人 事	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
	1 0 会計年度任用職 員の任免		○			職員課長 財政課長 教育総務課長	
	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
《現行 どおり》	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
経費の 支出等	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
	4 補助金等の額の確 定			○		財政課長	合議は 1 件 が 2 0 0 万 円以上に限 る。
	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
収入関 係	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》

	ど おり 》	ど おり 》	ど おり 》	ど おり 》			
4 負担金、補助金、 交付金等の国または県 に対する交付申請およ び交付請求の決定							
(1) 交付申請			○			総務部副部長（財 政課長）	合議は、1 件 2 0 0 万 円以上に限 り、5 0 0 万円未満 は、課長と する。
(2) 実績報告			○			財政課長	合議は、1 件 2 0 0 万 円以上に限 る。
《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》		《現行ど おり》
5 歳入の調定通知			○			《改正前を削る》	《改正前を 削る》
《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》		《現行ど おり》

(2) 個別決裁事項

組織名	事務の種類	項目	決裁権者				合議先	備考
			教育 部長	教育 部副 部長	課長 補佐	係長		
教育総 務課	《現行ど おり》	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
	6 分限お よび懲戒に 関する事務	《現行どおり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現 行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
	3 懲戒処分 の決定		○				総合政策部長 （職員課長）	

草津市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会訓令第 2 号

草津市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

草津市公立学校職員服務規程（平成 6 年草津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 ≪現行どおり≫ （出退勤） 第 9 条 職員は、<u>所定の時間に出勤または退出し、出退勤管理は、校務支援システムまたは教育委員会が定める方法によるものとする。</u> ≪改正前を削る≫ <u>2 病気その他の事由により遅刻、早退または欠勤をするときは、事前に校務支援システムまたは教育委員会が定める方法により、校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。</u> （年次有給休暇） 第 10 条 ≪現行どおり≫ 2 職員が、年次有給休暇を受けようとするときは、<u>校務支援システムまたは教育委員会が定める方法により、校長に届け出なければならない。</u> 3 ≪現行どおり≫ 第 11 条～第 13 条 ≪現行どおり≫ （復命） 第 14 条 職員(校長を除く。)が出張の用務を終えて帰校したときには、速やかに校長に<u>校務支援システムまたは教育委員会が定める方法により復命</u>しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。 2 ≪現行どおり≫ 第 15 条～第 19 条 ≪現行どおり≫ 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 ≪現行どおり≫ 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 4 号（第 10 条第 1 項関係）	第 1 条～第 8 条 ≪省略≫ （出退勤） 第 9 条 職員は、<u>校長の定める勤務開始時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。</u> <u>2 職員は、所定の勤務時間終了後は、随時退出することができる。ただし、特に超過勤務を命ぜられたときは、この限りでない。</u> <u>3 職員は、所定の勤務開始時刻を過ぎて出勤したときまたは病気その他の事由により、所定の勤務時間内に退出しようとするときは、速やかに校長の承認を得なければならない。</u> （年次有給休暇） 第 10 条 ≪省略≫ 2 職員が、年次有給休暇を受けようとするときは、<u>その時期を年次有給休暇簿に記入し、校長にあってはその代理者に、その他の職員にあっては校長に請求しなければならない。</u> 3 ≪省略≫ 第 11 条～第 13 条 ≪省略≫ （復命） 第 14 条 職員(校長を除く。)が出張の用務を終えて帰校したときには、速やかに校長に<u>復命書を提出</u>しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。 2 ≪省略≫ 第 15 条～第 19 条 ≪省略≫ 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 ≪省略≫ 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 4 号（第 10 条第 1 項関係）

改正後	改正前
(別添2-1のとおり)	(別添2-2のとおり)

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別添1-1

様式第3号（第5条関係）

出勤簿（年間）

令和 年度		所属				職名				氏名			
日	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1				通休					通休		休日	通休	通休
2						通休			通休		休日		
3			休日			通休			休日		休日		
4			休日					通休			通休		
5	通休	休日			通休			通休					
6	通休	休日			通休		通休			通休			
7				通休			通休			通休		通休	通休
8				通休					通休			通休	通休
9						通休			通休				
10			通休			通休					通休		
11			通休			休日		通休			通休	休日	
12	通休				通休			通休			休日		
13	通休				通休		通休	休日		通休			
14				通休			通休			通休		通休	通休
15				通休			休日		通休			通休	通休
16						通休			通休				
17			通休			通休					通休		
18			通休					通休			通休		
19	通休				通休			通休					
20	通休				通休		通休			通休			休日
21				通休	休日		通休			通休		通休	通休
22				通休					通休			通休	通休
23						通休	休日		通休			休日	
24			通休			通休			休日		通休		
25			通休					通休			通休		
26	通休				通休			通休					
27	通休				通休		通休			通休			
28				通休			通休			通休		通休	通休
29	休日			通休					通休	休日			通休
30						通休			通休	休日			
31		通休				通休				休日	通休		

別添 1—2

様式第3号(第5条関係)														
月 次		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月							
1日	17日													
2日	18日													
3日	19日													
4日	20日													
5日	21日													
6日	22日													
7日	23日													
8日	24日													
9日	25日													
10日	26日													
11日	27日													
12日	28日													
13日	29日													
14日	30日													
15日	31日	/		/		/		/		/		/		
16日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
種 別	本月	累計	本月	累計	本月	累計	本月	累計	本月	累計	本月	累計	本月	累計
出勤すべき数														
出勤張														
出勤日数														
職務免除														
休暇														
欠勤														
遅参														
早退														

年
月
日
着任

職名

 氏名

月次	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	17日					
2日	18日					
3日	19日					
4日	20日					
5日	21日					
6日	22日					
7日	23日					
8日	24日					
9日	25日					
10日	26日					
11日	27日					
12日	28日					
13日	29日					
14日	30日				/	
15日	31日		/		/	
16日		/	/	/	/	/
種別	本月	累計	本月	累計	本月	累計
出勤すべき数						
出勤張数						
研修数						
職免数						
休暇数						
欠勤数						
遅参数						
早退						

別添 2—1

[illegible]

別添 2—2

[illegible]

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 6 号

草津市指定有形文化財の指定について

草津市文化財保護条例（昭和 5 3 年草津市条例第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を草津市指定有形文化財に指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

名称	員数	保管者	保管者の住所	保管地
もくぞう しゃかにょらい 木造 釈迦如来 立像	1 軀	浄運寺	草津市志那中 町 3 0 4 番地	同左
もくぞう えんまおう ざ 木造 閻魔王坐 像	1 軀	極楽寺	草津市志那中 町 6 8 3 番地	同左

（令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み）

草津市教育委員会告示第 8 号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 8 年 4 月 3 0 日（木） 午後 3 時 0 0 分
- 2 場 所 市役所 6 階 教育委員会室

（令和 8 年 4 月 1 日揭示済み）

監査委員告示

草津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 土 肥 浩 資

〔定期監査〕

令和 7 年 7 月 2 2 日告示分

監査対象：志津南小学校

指摘事項	措置状況等
①収入および支出事務について、上司の決裁を事前に得たうえで執行されたい。	①伝票の様式を修正の上、管理職の決裁を事前に得て執行するようにしました。

監査対象：矢倉小学校

指摘事項	措置状況等
①サッカーゴール、ミニサッカーゴールの転倒防止対策を施されたい。 なお、サッカーゴール、ミニサッカーゴールの管理者に疑義があるところであるが、学校敷地内に存するものは適正に管理しなければならず、管理者を明確にし、自ら施行もしくは真の管理者を指導されたい。	①サッカーゴール、ミニサッカーゴールともに、移動して使用することに鑑み、土嚢を設置しました。 また、サッカーゴール、ミニサッカーゴールともに矢倉小学校が管理者であることを確認しました。

監査対象：高穂中学校

指摘事項	措置状況等
①ハンドボールゴールの転倒防止対策を施されたい。	①ハンドボールゴールの転倒防止用重りを設置しました。

（令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み）

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和8年3月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 土 肥 浩 資

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
健康福祉部	障害福祉課 介護保険課
教育委員会	生涯学習課 スポーツ推進課 学校給食センター 図書館
総合政策部	人権センター

(2) 監査の時期 令和7年12月22日から
令和8年1月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和6年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導

し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●所属名：障害福祉課

重点項目
・相談支援費のうち基幹相談支援費 ・地域生活支援費のうち社会参加促進費 ・障害者福祉推進事業費のうち孤立化防止対策費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：介護保険課

重点項目
・在宅介護支援費のうちすっきりさわやかサービス費 ・特別給付費のうちすっきりさわやかサービス費 ・居宅介護福祉用具購入費のうち居宅介護福祉用具購入費 ・介護予防福祉用具購入費のうち介護予防福祉用具購入費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：生涯学習課

重点項目
・社会教育推進費のうち子ども読書活動推進費 ・文化振興費のうち市美術展覧会開催費および市民文化芸術活動支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：スポーツ推進課

重点項目
・市民スポーツ団体活動支援費のうち各種スポーツ団体活動支援費 ・学校体育施設開放推進費のうち学校体育施設開放推進費
意見
① 夢先生事業について、類似した他の事業との整合性を勘案して整理のうえ、ホームタウンとして事業のあり方を検討されたい。 ② 草津市トップアスリート活動拠点支援事業補助金の交付にあたり、交付要綱、交付基準を設けており、交付基準には補助対象経費が「草津

市立プール使用料」に限定されるかのような規定（交付基準第2条 補助金の補助限度額については、予算を超えない範囲で、要綱第4条に規定された収支予算書の草津市立プール使用料とする。）があるが、誤解を生む可能性があるので改正を検討されたい。なお、交付要綱には、「予算の範囲内で補助金を交付する」と規定し、補助対象経費ならびに除外経費も明示されていることから、交付基準の要否も併せて検討されたい。

●所属名：学校給食センター

重点項目
学校給食センター特別会計 ・小学校給食材料購入費 ・小学校給食管理運営費
指摘事項
① 3学期の給食提供終了後に点検された結果、食缶の変形や破損が見つかり、食缶の買換えにあたり、10万円未満の簡易で少額なものの随意契約により処理されたが、同種のものが同時期に複数あり、分割発注が認められたので、今後、適正に契約事務を執行されたい。 なお、新年度の給食提供が始まるまでに設備を整えなければならないことは十分理解できるが、緊急性や設備の特殊性があることから、少額の範囲を超える金額であっても随意契約の要件はあるものと思われ、まとめて適正な手続きを取った方が効率的であったものと思われる。

●所属名：図書館

重点項目
・管理運営費（図書館）のうち図書館施設管理費および図書館運営費 ・管理運営費（南草津図書館）のうち南草津図書館施設管理費および南草津図書館運営費
指摘事項
① 草津市立図書館清掃等業務の契約手続き関係書類を紛失していたので、市政情報を適正に保存されたい。 なお、決裁途上の作成文書は電子情報で、契約書は複写が存在していた。

●所属名：人権センター

重点項目

- ・人権センター管理運営費のうち人権センター自主事業費
- ・社会同和教育推進費のうち同和問題市民講座開設費
- ・社会教育関係団体活動促進費のうち社会教育関係団体活動費補助金

指摘事項
① 草津市人権教育推進事業補助金において、交付要綱では、この補助金の趣旨は「様々な人権問題の解決のため」とし、補助対象経費は「講演会・研修会講師謝金、講演会・研修会会場費、啓発資料作成費」としているが、「事務用品費」も補助対象としているものがあり、また、その扱いも申請者間で整合性がなかったので、補助対象経費については、補助金の趣旨、交付要綱に基づき、正しく、精緻に審査されたい。また、公平性の観点から、補助対象経費の取扱いは基準を統一して審査されたい。

2 工事監査

- (1) 監査対象機関および監査の実施期日
監査対象機関：都市計画部 交通政策課
監査期日：令和8年2月6日
- (2) 監査の方法
上記対象機関の関係工事における技術面について、公益社団法人大阪技術振興協会にその調査業務を委託し、監査を行った。
- (3) 監査の結果

工事概要・意見	
1. 工事概要	
(1)工事名	南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事(第3工区)
(2)工事場所	草津市野路一丁目
(3)請負業者	株式会社 千商 代表取締役 森川 守
(4)契約金額	178,081,640円(税込)
(5)工事期間	令和7年6月27日～令和8年3月13日
(6)工事内容	南草津駅東口のバス待ちシェルター整備工事である。 JR南草津駅東口は、朝の通学・通勤時間帯に学生や社会人を中心に多くの人がバスを利用しており、雨天時においてはバス待ち列が駅構内まで延伸し、他の駅利用者の通

行に支障をきたす等の問題が生じている状況である。このため、既存のバスシェルター（上屋）を撤去し、幅の広いバスシェルターを設置する。令和 7 年度は、令和 6 年度の第 1 工区と第 2 工区に続き、第 3 工区の工事を実施し、バス待ち環境の改善を図るとともにバスシェルターによって駅前空間を活用したウォーカブルなまちづくりや賑わい創出を図る工事となっている。

- ・既存シェルター撤去
- ・バスシェルター新設 床面積 2 8 4 m²
- ・収納ベンチ設置
- ・舗装工事

(7)工事進捗状況 計画出来高 4 6. 8 %、実施出来高 4 6. 8 %
(令和 8 年 2 月 6 日現在)

2. 総評

工事技術調査の対象工事は、南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事(第 3 工区)であり、「草津市地域公共交通計画」に基づく「バス待ち環境の整備」に該当する事業として実施されている。

第 1 工区は令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月まで、また第 2 工区は令和 7 年 3 月から令和 7 年 9 月まで実施されている。今回の第 3 工区は第 1 期工事と第 2 期工事に分かれており、第 3 工区が終了すると、南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事としては完成となる予定である。

調査時点では、第 1 期工事は E-②棟と F 棟がおおむね完了しており、第 2 期工事の G 棟は基礎工事までが終了している状況である。また、全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗している。

本調査は、書類調査と現場調査に分けて、順次実施した。

書類調査においては、まず事前調査として、予め提示を求めた入札書類、設計図書及び工事管理書類等の関係書類を調査した上で「質問書」を送付し、市の回答を求め、各種事項や課題に基づいて、事業計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、検査の順で段階別に確認した。

調査当日は、担当課から直接説明を受け、疑問点に関する質疑応答を通し、重要かつ課題と思われるものを抽出した。その後、現場調査と

して、現地に赴き、施工監理状況や出来形等について確認を行った。

以上の手順に従って、慎重に調査、聞き取りを行った結果、本工事は、書類及び現地のいずれも概ね良好であると判断できるが、課題と思われる事例も見受けられた。個々の調査段階毎で気付いた点等については、各項目の所見のところで記述しているので、確認し適切な対応をお願いしたい。

(1)書類調査による監査結果

ア 事業計画について

草津市は、古くから、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、交通の要衝である。現在は京都・大阪などのベッドタウンとして発展し、全国的に人口減少局面を迎えるなかで、現在も人口が増加している。市内にある J R 草津駅と J R 南草津駅の乗車人員は、滋賀県下で 1 位、2 位となっており、京阪神への通勤・通学の拠点となっている。このような状況も影響してか、J R 南草津駅ではバス待ち列が駅構内まで並ぶ状況が頻発している。

このことから、当事業は屋根の面積を拡幅することにより、バス待ち列の圧縮を図るために計画されたものである。また、本事業は、「草津市地域公共交通計画」に基づき計画されたものでもあり、都市構造再編集中支援事業補助金も活用しながら実施されている。加えて本工事は、令和 6 年度から 3 工区に分けて順次進められており、計画的かつ適切に進められている。

【所見】

本工事は計画的に実施されていることを確認した。

なお、意見としては、本事業は屋根面積を拡幅することにより、バス待ち列の圧縮を図る計画となっているが、屋根面積の拡幅事業がどの程度バス待ち列の圧縮に繋がるのかについては、草津市地域公共交通計画における「計画の進捗管理」に基づき、バスシェルター拡幅事業の効果を適正に評価するよう努めて頂きたい。

イ 設計について

本工事の設計については、指名競争入札により市内にある 9 者を指名した結果、6

者が辞退し、残り3者のうち最低価格であるArimoto Design Works株式会社が落札したので、業務委託している。

また、当工事の計画、調査、設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書令和3年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書令和4年版」に準拠して行われた。

駅前のロータリー広場での工事であることから、通行や交通機関等の安全対策を考えた事業設計となっている。

【所見】

関係機関とも十分に協議されており、概ね適切であることを確認した。

ウ 積算について

積算には、草津市建築工事および建築設備工事の積算基準に関する要綱、草津市建築工事積算基準、草津市建築工事積算基準に関する運用、草津市複合単価、公共建築工事標準歩掛り、建築数量及び建築設備数量の積算基準、建築工事内訳書作成要領(建築工事編)及び(設備工事編)、建築工事内訳標準書式、公共建築工事見積標準書式(建築工事編)及び(設備工事編)、営繕工事における週休2日促進工事实施要領などに準拠して行われた。工事の数量積算や単価設定は、関係課の職員及び設計業務受託者で行われている。

【所見】

積算については、草津市が定める基準等に基づき、概ね適切に対応されていることを確認した。一方で次の事項について、課題があると考え。

- (1)インターロッキング修繕工事の積算においては、土木工事として積算された一般管理費等を含む工事価格を、建築工事における直接工事費として積算されている。このことにより、一般管理費等の経費が重複して計上され、過大な積算となっている。
- 今後は設計図書や積算などの確認をより丁寧に行い、このようなミスが起こらないように注意されたい。

エ 入札・契約について

本工事の入札については、条件付き一般

競争入札で行われた結果、2者が応札し、株式会社千商が予定価格の制限の範囲内の価格で落札されており、入札及び契約の内容及び一連の手続き等については適切に行われている。

【所見】

入札の手続きについては、適正に行われていることを確認した。

オ 施工管理について

本工事の施工に際しては、市が工事監理委託をしている工事監理者をはじめ、市の監督職員および駅前ロータリーを利用する関係団体とも十分協議しながら取り組みを進めている。

施工計画書においては、総合施工計画書の他に、解体工事、地盤調査、基礎工事、コンクリート打設計画等が提出され、適切に処置されている。

材料承認や施工報告書等も工事監理者を通じて市の担当者に報告されていることを確認した。

工程管理においては総合工程表及び月間工程表が作成されており、調査時点における工事も予定どおり進捗している。

【所見】

必要な工事管理書類が提出されており、概ね適切に対応していることを確認した。一方で、既存シェルターの解体処分については、次の事項に課題がある。

- (1)既存バスシェルターの撤去処分については、金属屑であることから有価処分となったとの説明であったが、引受書や伝票等が無い。適正に処分されたかの確認を行うためには、金属屑の引受先からの引受書類を保存しておく必要がある。
- (2)既存バスシェルターのコンクリート基礎の廃棄処分については、原則として現地にてコンクリート殻と鉄筋に分別解体を行い、資源の再資源化を図る必要がある。
- しかし当現場は駅前で人通りも多いことから、現場において分別解体せずに運び出したとの説明であったが、その後に分別解体が確実にされたのかの確認が取れていない。

建設リサイクル法においては、特定建設資

材廃棄物について分別解体等および再資源化が義務付けられている。また、公共建築工事標準仕様書においても、再資源化が求められている。法令順守及び再資源化による廃棄物の削減等のために、市は施工計画等による処分方法の確認を行うとともに、処分後においては再資源化が図られたかの確認を行う必要がある。

カ 検査について

駅階段の天井材の張替復旧工事などの密閉部分が生じる工事及び、新設バスシェルターの一時利用における監督職員等の検査が行われている。

【所見】

いずれも適正に行われていることを確認した。

(2)現場施工状況の調査結果

交通政策課及び公共建築課の職員や現場代理人等の案内で、監査委員と共に南草津駅東口周辺及びバス待ちシェルターの整備工事について目視による調査を行った。

調査時点での状況は、仮囲いなどの仮設工事は完了している。E－②棟とF棟バスシェルターは建て方まで完了しており、G棟のバスシェルターについては基礎工事までが完了している。外構工事についてはU字溝の敷設やアスファルト工事が施工中である。

全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗していることを確認した。

【所見】

工程は計画どおり適切に進められており、バスやタクシー、乗用車等の交通機関の安全対策を考慮した工事施工となっている。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：キラリエ草津運営共同事業体

監査実施期日：令和8年2月6日

〔補助金交付団体〕

監査対象団体：公益社団法人草津市シルバー人材センター、一般社団法人草津市観光物産協会

監査実施期日：令和8年2月18日

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設

の指定管理者については公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、補助金交付団体については補助金に係る事務の執行が補助金の交付の目的や交付規則、要綱等に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和6年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、公の施設の指定管理者については、令和6年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められ、補助金交付団体については、当該補助金交付に係る出納その他の事務は、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：キラリエ草津運営共同事業体（まちづくり協働課）

監査対象施設（公の施設）
草津市立市民総合交流センター
指定管理の業務範囲
(1) 施設の運営および維持管理に関する業務
(2) 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務
(3) 施設および設備の維持管理に関する業務
意見・指摘事項
【キラリエ草津運営共同事業体】
① 基本協定及び仕様書に規定した各種の報告期限及び使用料等の納付期限は遵守された。
【まちづくり協働課】
① 基本協定及び仕様書に規定したとおり履行されているか確認のうえ、履行状況に応じ適切に指導されたい。
② 指定管理施設の運用や管理の状況を分析

し、それに応じた仕様や協定内容となるよう検討されたい。

●監査対象：公益社団法人草津市シルバー人材センター（商工観光労政課）

監査対象項目
令和6年度における草津市高年齢者労働能力活用事業補助金に係る出納その他の事務の執行
指摘事項
【商工観光労政課】 ① 補助事業者(公益社団法人 草津市シルバー人材センター)、市の担当者ともに分かりやすく、事務の効率化も念頭に、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱の「区分」「種目」「対象経費」等の表記と整合させるよう、草津市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱の改正を検討されたい。

●監査対象：一般社団法人草津市観光物産協会（商工観光労政課）

監査対象項目
令和6年度における草津市観光物産協会補助金に係る出納その他の事務の執行
意見・指摘事項
【一般社団法人草津市観光物産協会】 ① 新たな事業等補助対象事業に変更が生じる場合は、市の担当所属と事前に協議し、適正に補助金申請等の事務を執行されたい。 ② 観光客用トイレについて、一部の箇所については費用負担が発生しているが、全体の利用状況を把握のうえ、観光客用トイレの位置付け、利用実態に応じた負担のあり方を研究されたい。 【商工観光労政課】 ① 今回、補助金交付要綱に規定されていない名称の事業ではあったが、補助金の交付の趣旨には合致するものと認められるが、今後、補助対象事業の構成等、補助事業者と協議のうえ、補助金交付要綱の改正を検討されたい。 ② 観光客用トイレについて、一部の箇所については費用負担が発生しているが、全体の利用状況を把握のうえ、観光客用トイレの位置付け、利用実態に応じた負担のあり方を研究さ

れたい。

(令和8年3月27日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第3号
草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年3月31日

草津市農業委員会
会長 今 井 修

- 1 期 日 令和8年4月10日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和8年3月31日揭示済み)

水道事業管理規程

草津市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第 1 号

草津市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程
(草津市上下水道部公印規程の一部改正)

第 1 条 草津市上下水道部公印規程 (昭和 5 2 年水道事業管理規程第 8 号) の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (準用) 第 4 条 この規程に定めるもののほか、上下水道部の公印について必要な事項は、草津市公印規則 (昭和 5 2 年草津市規則第 3 5 号) の規定を準用する。この場合において、同規則中「総務部長」とあるのは「 <u>上下水道部長</u> 」と、「総務課長」とあるのは「 <u>上下水道総務課長</u> 」と読み替えるものとする。 別表 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 (準用) 第 4 条 この規程に定めるもののほか、上下水道部の公印について必要な事項は、草津市公印規則 (昭和 5 2 年草津市規則第 3 5 号) の規定を準用する。この場合において、同規則中「総務部長」とあるのは「 <u>上下水道部専門理事 (上下水道総務担当)</u> 」と、「総務課長」とあるのは「 <u>上下水道総務課長</u> 」と読み替えるものとする。 別表 《省略》

(草津市上下水道部職員の併任に関する規程の一部改正)

第 2 条 草津市上下水道部職員の併任に関する規程 (平成 2 6 年上下水道事業管理規程第 3 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (併任) 第 2 条 《現行どおり》 2 総務部 (草津市部設置条例第 1 条に規定する総務部をいう。以下同じ。) の部長および副部長 (総務課の事務を所管する副部長 (以下「副部長 (法令担当)」という。) および契約検査課の事務を所管する副部長 (以下「 <u>副部長 (契約検査担当)</u> 」という。)) はその職にある間、辞令を用いることなく、部長にあっては上下水道部の理事の職に、副部長 (法令担当) にあっては上下水道部の副部長 (法令担当) の職に、 <u>副部長 (契約検査担当)</u> にあっては上下水道部の副部長 (契約検査担当) の職に併任するものとし、法令および契約検査に関する事務に従事させる。	第 1 条 《省略》 (併任) 第 2 条 《省略》 2 総務部 (草津市部設置条例第 1 条に規定する総務部をいう。以下同じ。) の部長および副部長 (総務課の事務を所管する副部長 (以下「副部長 (法令担当)」という。) および契約検査課の事務を所管する <u>専門理事 (以下「専門理事 (契約検査担当)</u> 」という。)) はその職にある間、辞令を用いることなく、部長にあっては上下水道部の理事の職に、副部長 (法令担当) にあっては上下水道部の副部長 (法令担当) の職に、 <u>専門理事 (契約検査担当)</u> にあっては上下水道部の専門理事 (契約検査担当) の職に併任するものとし、法令および契約検査に関する事務に従事させる。

改正後	改正前
3 《現行どおり》 4 建設部（草津市部設置条例第1条に規定する建設部をいう。以下同じ。）の <u>理事</u> （河川・公園緑地担当）および副部長（河川課の事務を所管する副部長に限る。以下「副部長（雨水事業担当）」という。）はその職にある間、辞令を用いることなく、 <u>理事</u> にあつては上下水道部の理事の職に、副部長（雨水事業担当）にあつては上下水道部の副部長（雨水事業担当）の職に併任するものとし、公共下水道雨水事業に関する事務に従事させる。 5～10 《現行どおり》 第3条 《現行どおり》	3 《省略》 4 建設部（草津市部設置条例第1条に規定する建設部をいう。以下同じ。）の <u>専門理事</u> （河川・公園緑地担当）および副部長（河川課の事務を所管する副部長に限る。以下「副部長（雨水事業担当）」という。）はその職にある間、辞令を用いることなく、 <u>部長</u> にあつては上下水道部の理事の職に、副部長（雨水事業担当）にあつては上下水道部の副部長（雨水事業担当）の職に併任するものとし、公共下水道雨水事業に関する事務に従事させる。 5～10 《省略》 第3条 《省略》

（草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部改正）

第3条 草津市水道事業および下水道事業会計規程（昭和43年水道事業管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （企業出納員等） 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 現金取扱員の任免は、 <u>上下水道部長</u> に委任する。 4 《現行どおり》 第3条～第117条 《現行どおり》	第1条 《省略》 （企業出納員等） 第2条 《省略》 2 《省略》 3 現金取扱員の任免は、 <u>上下水道部専門理事（上下水道総務担当）</u> に委任する。 4 《省略》 第3条～第117条 《省略》

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第9号
公共下水道の供用および処理開始について
公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

- 1 供用および処理を開始する年月日
令和8年3月31日
- 2 下水を排除および処理すべき区域
[駒井沢第二処理分区] 長束町、平井町、芦浦町

- の各一部
- [駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部
- [駒井沢第四処理分区] 川原町、駒井沢町の各一部
- [駒井沢第五処理分区] 穴村町、下物町、新堂町、片岡町、北大萱町、駒井沢町、志那町、志那中町の各一部
- [草津北第一処理分区] 集町の一部
- [草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部
- [草津北第三処理分区] 下笠町、西渋川二丁目、野村五丁目の各一部
- [小柿第二処理分区] 大路一丁目の一部
- [草津西第一処理分区] 西草津一丁目の一部
- [草津西第二処理分区] 山田町、北山田町、南山田町の各一部
- [草津中央理分区] 矢倉一丁目の一部
- [草津南第二処理分区] 矢橋町の一部
- [草津南第三処理分区] 追分五丁目、野路町、野路七丁目、野路九丁目、矢橋町の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町の一部
- [新浜処理分区] 新浜町、南笠町、矢橋町の各一部
- [草津東第一処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部
- [草津東第三処理分区] 青地町の一部
- [草津東第四処理分区] 青地町の一部
- [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分

分流式

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

- (1) 位置 草津市矢橋町 2108 番地
- (2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター

5 関係図書の縦覧場所

草津市上下水道部上下水道施設課

（令和 8 年 3 月 31 日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第 10 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定公金事務取扱者の名称および住所	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定日および委託日	委託期間
しがぎん代理店株式会社 滋賀県大津市浜町 1 番 3 8 号	水道料金、公共下水道使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江 1 - 5 8	水道料金、公共下水道使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで

（令和 8 年 4 月 1 日揭示済み）